

取扱説明書

親綱緊張器 JK-SUS-6-MCD

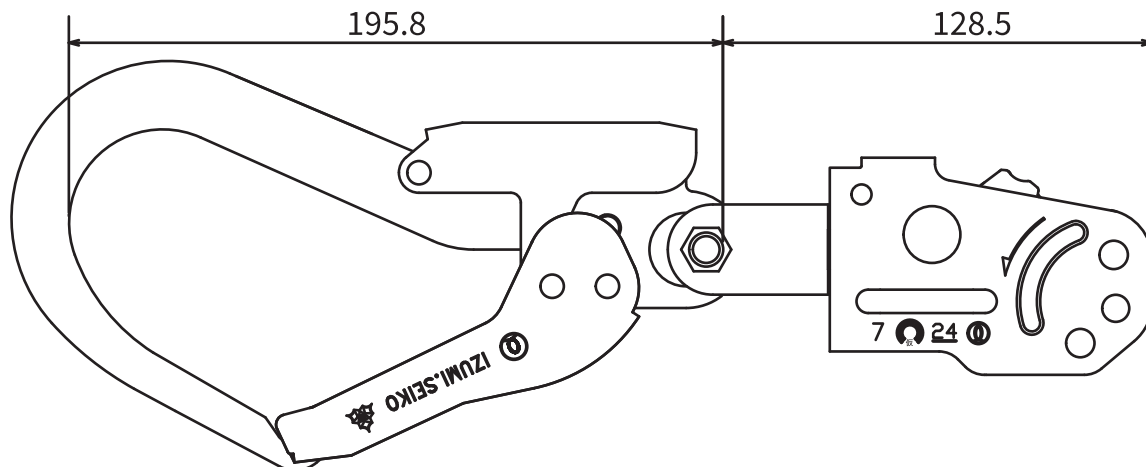
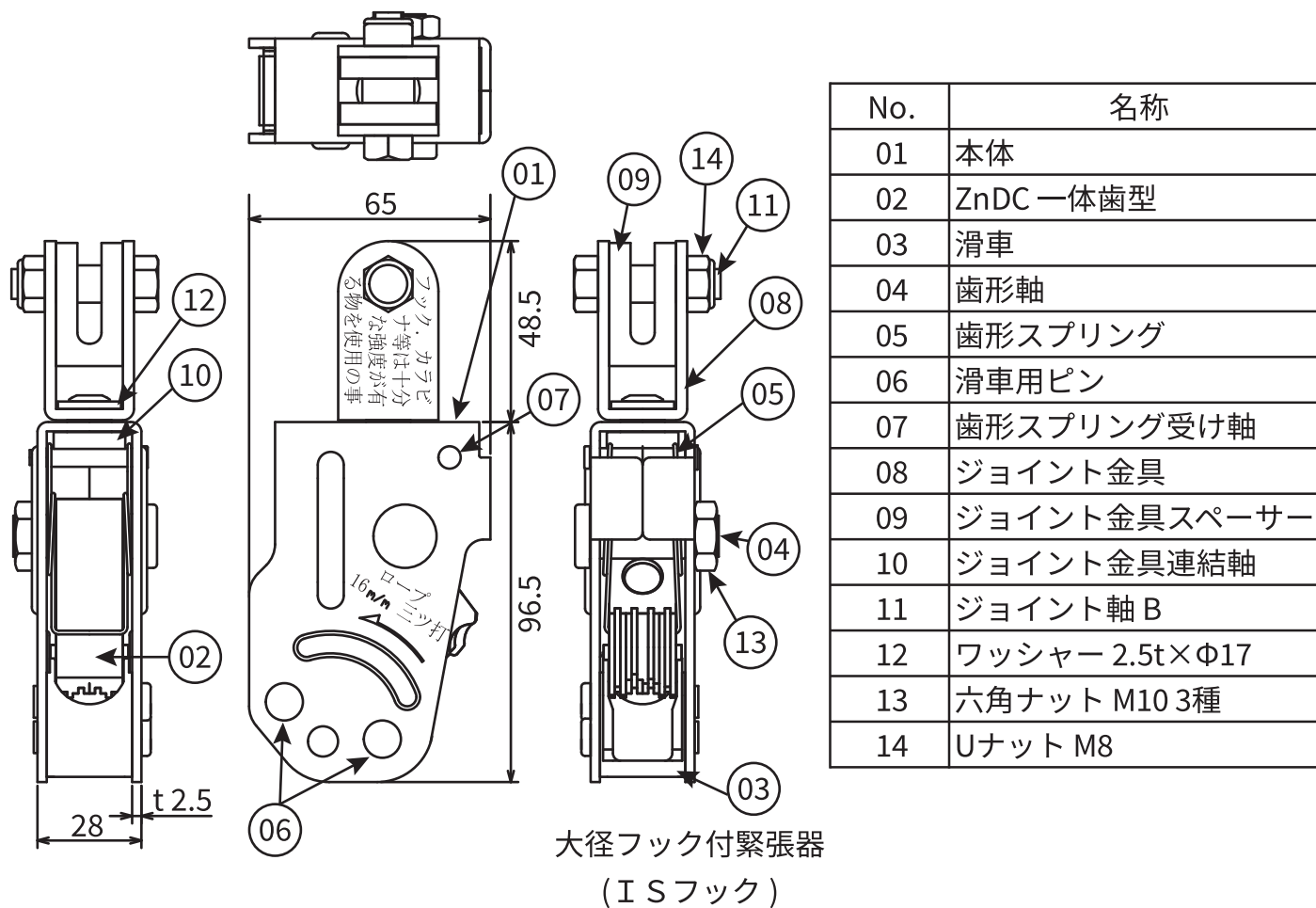
＜（一社）仮設工業会認定品＞（認定形式 JK-SUS-6-M-IS）

このたびは、＜親綱緊張器 JK-SUS-6＞をお買い上げいただきありがとうございます。
本品は、高所作業に用いる親綱を緊張、固定するために開発された緊張器です。
本品を安全に使用していただくため、ご使用前にこの取扱説明書を必ずお読みください。

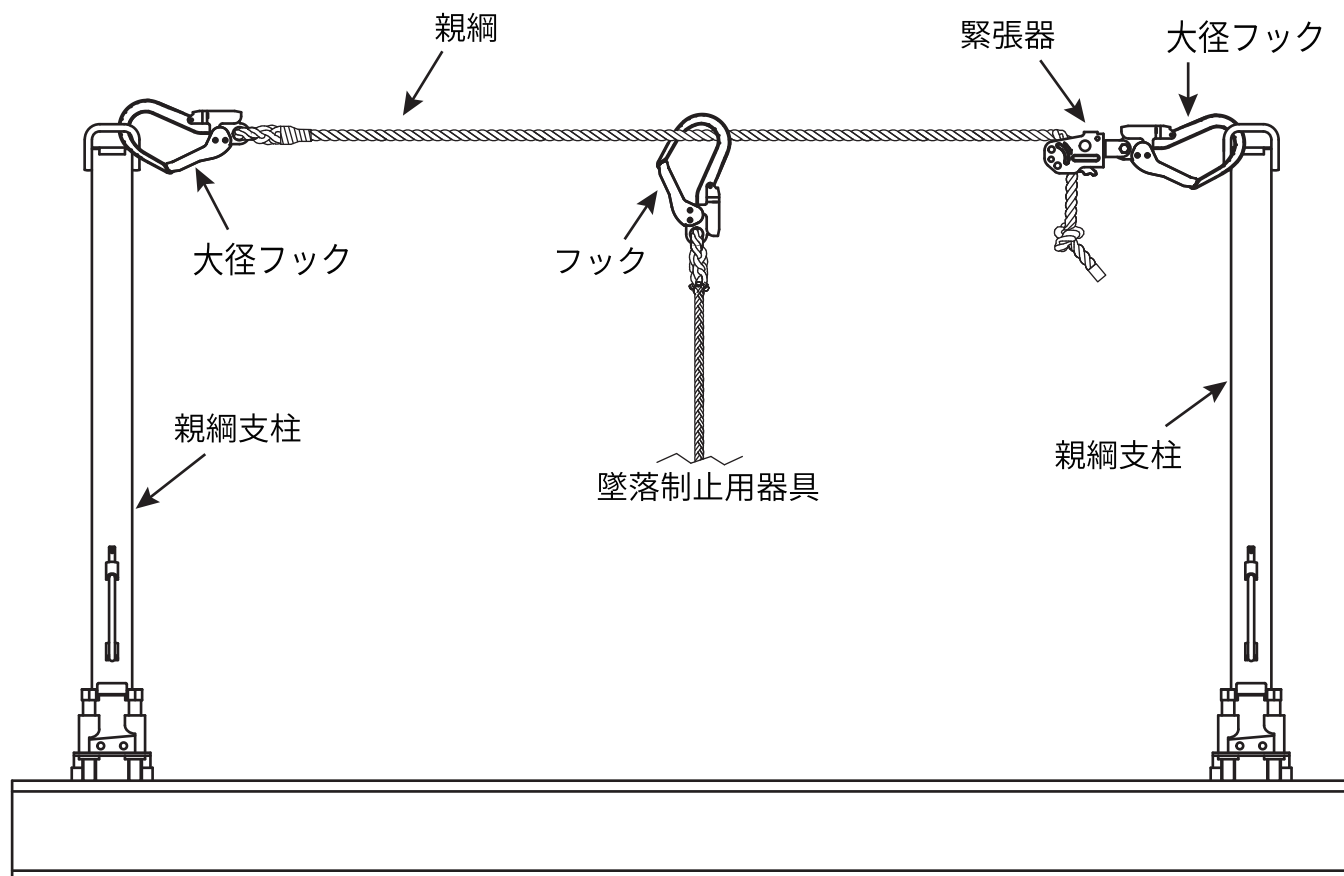
1. 用途

親綱緊張器 JK-SUS-6 は親綱（16 ミリ三打の合成繊維ロープ）を緊張し固定する器具です。

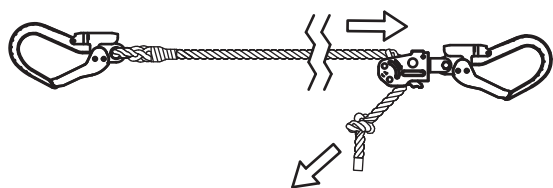
2. 構造及び各部の名前



3. 緊張器使用例と使用方法

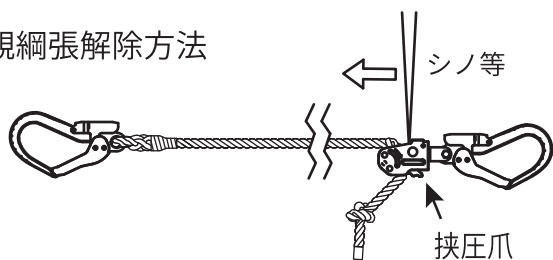


□ 親綱張設方法

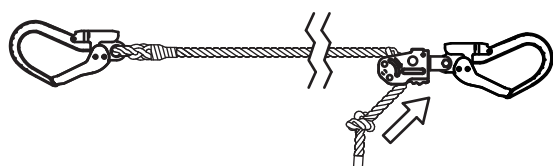


① 親綱を矢印方向に引っ張ります。

□ 親綱張解除方法

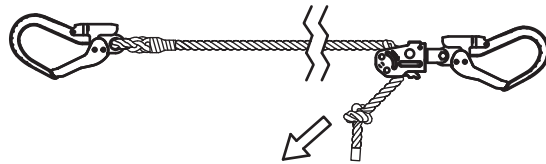


① シノ等を挟圧爪の穴に差し込み矢印方向に動かします。

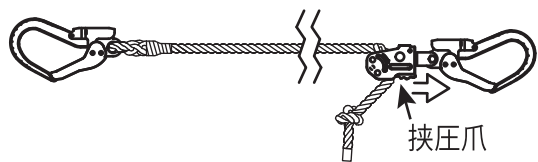


② 挟圧爪が解除されますのでそのまま親綱を緩めます。

□ 親綱解除方法（手で緩める場合）



① 親綱を矢印方向に更に引っ張ります。



② 挟圧爪が解除されますのでそのまま矢印方向に動かして親綱を緩めます。

○ 親綱は目で見てたわんでないか、わずかにたわむ程度に、人力で 0.3KN(約 30Kgf) 程度で引っ張ってください。

○ 親綱を張る前に、作業者は安全確保 (墜落制止用器具のフックを躯体に取り付ける等) してから親綱を張ってください。

○ 墜落制止用器具は、それぞれの使用方法を遵守し安全に作業してください。

4. 使用上の注意事項



○必ず、仮設工業会の認定基準に準じた 16 ミリ合成繊維三打ロープを使用してください。

使用禁止の親綱

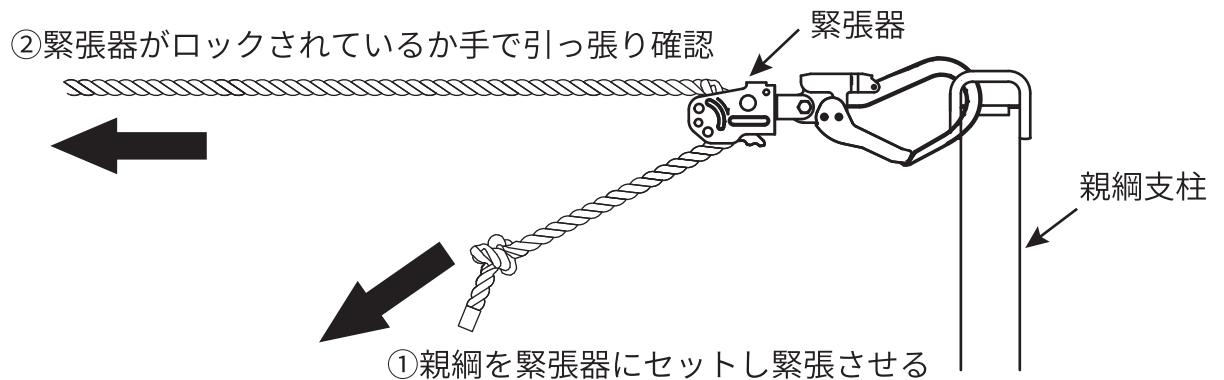
●16 ミリ以外の親綱 ●経年劣化により極端に降下している親綱や 5%以上太くなっている親綱 ●一度衝撃を受けた親綱 ●塗料や薬品、コンクリートの付着した親綱 ●摩擦 (直系の 1/10 以上の羽毛立ち) や切傷、溶断のある親綱 ●付属フックの変形、亀裂、フックのロック機構の異常等がある親綱 ●フックと親綱の接合部 (さつま加工) の異常 (ロープの抜け、擦れ、切傷、溶断等) がある親綱 ●その他ロープに異常が認められる親綱

重要

緊張器に組み合わせる親綱は、材質、経年劣化等いろいろな親綱がありますので、必ず使用前に安全な場所、地上や作業者が墜落制止用器具を躯体等強度のある場所にかけて安全確保した状態で動作状況をテストしてください。

異常が認められる場合は親綱を交換してください。

親綱とセットした場合、必ず使用前に安全な場所で緊張器と親綱のロック状態を確認してください。



○緊張器設置間隔は 10 m 以下で使用してください。

○支柱間の取付スパンにより落下時の落下距離も変化します。

次式より算出した値以下にしてください。

取付スパン = $40 / 1.1$ (衝突の恐れのある床面又は設備等の垂直距離 - 4) [m]

【解説】

垂直距離が算出した値を確保できない場合は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省 2018/06/22 公表)において、親綱を低い位置に設置する場合について記述された「作業所の構造上低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講じること。」に準じること。

○緊張器に付けるフック、カラビナなどは十分強度のあるもの (14 KN 以上) を使用してください。

○緊張器、大径フック等は、必ず親綱の延長上まっすぐになるように設置してください。

○付属の大径フックは絶対に外さないでください。

○緊張器、及び親綱のフック、カラビナの固定場所は十分強度のある箇所に設置してください。

○1 スパン作業者は 1 人でご使用ください。

○重量物の荷揚げ等 < 1. 用途 > 以外の使用方法是絶対にしないでください。



- フック、カラビナ等を付属させる場合は、二重ロック付の物を使用してください。
- 本体を改造しないでください。本来の性能が損なわれる可能性があります。

5. 点検と検収基準

- 始業点検 : 使用する人が作業前に毎回行ってください。
- 定期点検 : 使用する人もしくは管理者により1ヶ月ごとに行ってください。
- 異常時点検: 作業中異常を感じたら直ちに作業を中止し、再点検を行ってください。

検収基準

整備項目	●本体に附着した附着物はワイヤーブラシ、布きれ等で除去する。 ●本体可動部（歯形、スプリング等）の作動確認と注油 ●ジョイント金具部のUナットの緩んでいるものは、新しいUナットに交換。
廃棄項目	●本体の潰れ、変形の著しいもの。亀裂のあるもの。 ●溶接や加工など、改造したもの。 ●本体に附着したコンクリート・溶接のスパッタ（花火）等、除去できないもの。 ●ジョイント金具の変形が著しいもの、亀裂のあるもの、ゆるみがあるもの、作動しないもの。 ●歯形、作動部にコンクリート、溶接の火花が附着したもの。 ●異常な荷重のかかったもの、落下事故のあったもの。

6. 交換のめやす

使用方法によって異なりますが、交換のめやすとしては、始業点検、定期点検を行い廃棄項目にあたるものはすべて新品と取り換えてください。

この取扱説明書の内容につきましてご不明の点がございましたら、下記にご相談ください。

発売元



中央労働災害防止協会・建設業労働災害防止協会・仮設工業会・賛助会員



セイコー機器株式会社

〒173-0011 東京都板橋区双葉町 33-15 TEL03-3964-4150 (代) FAX03-3963-8193

<https://seikokiki.co.jp>

E-mail: support@seikokiki.co.jp

製造元

イズミ精工株式会社